証券取引約款(個人のお客さま用) 新旧対照表

	新				旧	
(注文の執行等))			
第12条	(現行どおり)	第12条		(省	略)	
2	(現行どおり)	2		(省	略)	
	(1)~(6) (現行どおり)	(1) ~ (6)	(省	略)	
3	第1項にかかわらず、金融商品取引所等のシステム障害により			(追	加)	
	取引が停止され金融商品取引所等により当社の呼値が取り消さ					
	れた場合、お客さまから受付けた金融商品取引所等への注文に					
	ついて当社はあらかじめお客さまに連絡することなく次のとお					
	り取り扱います。					
	(1) 東京・名古屋・札幌・福岡の各証券取引所における、執行			(追	加)	
	条件のない注文(「成行」または「指値」注文)については、					
	取引停止の解消後相当の時間内に執行します。					
	(2) 第(1)号の各証券取引所における執行条件付注文(「寄			(追	<u>加口)</u>	
	付き」、「引け」、「不成」または「引成」注文等)、または					
	第(1)号の各証券取引所以外の金融商品取引所等におけ					
	<u>る注文については、受付けた注文の取消を行います。</u>					
<u>4</u>	第1項にかかわらず、当社の責に帰すべきシステム障害により、			(追	<u>加)</u>	
	当社が受付けたお客さまの注文について以下の各号に該当する					
	場合、当社はあらかじめお客さまに連絡することなく、本来の					
	注文内容に従って約定を訂正させていただくことがあります。					
	ただし、当社受付前の注文は除きます。システム障害の発生の					
	有無および発生時刻、復旧時刻は、当社判断によるものとします。					
	なお、約定の訂正にはお時間をいただく場合があります。					
	(1) 本来約定すべき注文が約定していない場合			(追	<u>加口)</u>	
	(2) 本来の注文内容に従って約定すべき価格よりも不利な価格			<u>(追</u>	<u>加)</u>	
	で約定している場合					
	(3) 本来取消されるべき注文が約定している場合			(追	<u>加口)</u>	
<u>5</u>	単元未満株の注文について、単元未満株の取引を取次ぐ金融商			<u>(追</u>	<u>加)</u>	
	品取引業者のシステム障害等の場合、当社は最良執行方針に基					
	づいて、あらかじめお客さまに連絡することなく自ら相対売買					
	を行う場合があります。					
	2022年4月					2021年7月

外国証券取引口座約款 (個人のお客さま用) 新旧対照表

新

(個人データの第三者への情報提供に関する同意) ※太字に変更

手続にかかる委任を受けた者

- 第33条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。
 - (1) 外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し 我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる 軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれ らの者から当該手続にかかる委任を受けた者
 - (2) 預託証券に表示される権利にかかる外国証券の配当金、利 子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等にお いて課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の 適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託 証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該
 - (3) 外国証券または預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の国等の法令または金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
 - 当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者もしくは保管機関
 - (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の国等の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関等が、マネー・ローンダリング、もしくは証券取引にかかる犯則事件への対応(予防を含む)、または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の諸法令または慣行等に基づく確認、調査等を行う場合

当該監督当局、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者 または保管機関等

2022年4月

(第三者への情報提供に関する同意)

- 第33条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。
 - (1) 外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し 我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる 軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれ らの者から当該手続にかかる委任を受けた者
 - (2) 預託証券に表示される権利にかかる外国証券の配当金、利 子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等にお いて課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の 適用、還付その他の手続を行う場合
 - 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託 証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該 手続にかかる委任を受けた者
 - (3) 外国証券または預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の国等の法令または金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合

当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者もしくは保管機関

(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の国等の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引にかかる犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合

当該監督当局、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者 または保管機関

2020年8月

三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款 ご利用に際してのご注意事項 新旧対照表

新 旧 (現行どおり) (1)~(7) 略) $(1)\sim(7)$ (省 ⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが ⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが 生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、 生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、 およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社(フ およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社(フ リーコール 0120-17-3234 または 0120-03-2344) までご リーコール 0120-17-3234) までご連絡ください。 連絡ください。 2022年4月 2020年8月

オンライントレード・テレフォントレード利用規定 新旧対照表

新 旧 (本サービスの内容) 第2条 (現行どおり) 第2条 (省 略) (1) ~ (4) (現行どおり) 第2条 (省 略) (1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」 およびスマートフォンによる「スマートフォンサービス」 およびスマートフォンによる「スマートフォンサービス」 ※携帯電話サービスについては 2021 年 9 月末をもサービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 満18 歳以上であること (3) (4) (現行どおり) (1) (6 略)
第2条 (現行どおり) (1) ~ (4) (現行どおり) (1) ~ (4) (省 略) (1) 本ンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」およびスマートフォンサービス」 (1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」、スマートフォンサービス」およびスマートンによる「スマートフォンサービス」およびスマートンによる「スマートフォンサービス」およびスマートンによる「アイトフォンサービス」およびスマートンによる「アイトフォンサービス」およびスマートンによる「水帯電話サービス※」※携帯電話サービスについては 2021 年 9 月末をもサービスを停止します。 (2) (現行どおり) (2) (省 略) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (省 略) 第4条 (省 略) (1) (省 略) (2) 満18歳以上であること (3) (4) (省 略)
(1) ~ (4) (現行どおり) (1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」 <u>および</u> スマートフォンによる「スマートフォンサービス」 (削 除) (2) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (4) (省 略) (1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」、スマートンによる「スマートフォンサービス」 <u>およびスマートン以外の携帯電話機による「携帯電話サービス※」※携帯電話サービスについては 2021 年 9 月末をもサービスを停止します。 (2) (省 略) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (1) (省 略) (1) (省 略) (1) (省 略)</u>
2 (現行どおり) (1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」 およびスマートフォンによる「スマートフォンサービス」 (削 除) (2) (現行どおり) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 満18歳以上であること (3) (4) (現行どおり) (4 略) (1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」、スマートンによる「スマートフォンサービス」 およびスマートン以外の携帯電話機による「携帯電話サービス※」※携帯電話サービスについては 2021 年 9 月末をもサービスを停止します。 (2) (省 略) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (省 略) (1) (省 略) (2) 成年者であること (3) (4) (省 略)
(1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」 <u>および</u> スマートフォンによる「スマートフォンサービス」 (削 除) (連 除) (連 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
コン等による「インターネットトレード」 <u>および</u> スマート フォンによる「スマートフォンサービス」 (削 除) (削 除) (取行どおり) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 満18歳以上であること (3)(4) (現行どおり) (4) 取行どおり) (5) 放生者であること (3)(4) (現行どおり)
フォンによる「スマートフォンサービス」 ンによる「スマートフォンサービス」 (削 除) ※携帯電話サービスについては 2021 年 9 月末をも サービスを停止します。 (2) (現行どおり) (2) (省 略) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) (1) (現行どおり) 第4条 (省 略) (2) 満 18歳以上であること (3) (4) (現行どおり)
(削 除) 次以外の携帯電話機による「携帯電話サービス※」 ※携帯電話サービスについては 2021 年 9 月末をも サービスを停止します。 (2) (省 略) (本サービスの利用の申込み) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) 第4条 (省 略) (1) (現行どおり) (1) (省 略) (2) <u>成年者</u> であること (3) (4) (省 略)
(削 除) ※携帯電話サービスについては 2021 年 9 月末をも サービスを停止します。 (2) (現行どおり) (2) (省 略) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (省 略) (1) (現行どおり) (1) (省 略) (2) 満18歳以上であること (2) 成年者であること (3) (4) (現行どおり) (3) (4) (省 略)
(2) (現行どおり) (2) (第一ビスを停止します。 (2) (第 略) (本サービスの利用の申込み) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (省 略) (1) (現行どおり) (1) (省 略) (2) 満18歳以上であること (3)(4) (現行どおり) (2) 成年者であること (3)(4) (省 略)
(2) (現行どおり) (2) (省 略) (本サービスの利用の申込み) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) 第4条 (省 略) (1) (現行どおり) (1) (省 略) (2) <u>満18歳以上</u> であること (2) <u>成年者</u> であること (3) (4) (現行どおり) (省 略)
(本サービスの利用の申込み) (本サービスの利用の申込み) 第4条 (現行どおり) 第4条 (省 略) (1) (現行どおり) (1) (省 略) (2) 満18歳以上であること (2) 成年者であること (3)(4) (現行どおり) (省 略)
第4条 (現行どおり) 第4条 (省 略) (1) (現行どおり) (1) (省 略) (2) 満18歳以上であること (2) 成年者であること (3)(4) (現行どおり) (省 略)
第4条 (現行どおり) 第4条 (省 略) (1) (現行どおり) (1) (省 略) (2) 満18歳以上であること (2) 成年者であること (3)(4) (現行どおり) (省 略)
(1) (現行どおり) (1) (省 略) (2) 満18歳以上であること (2)成年者であること (3)(4) (省 略)
(2) 満 18 歳以上であること (2) 成年者であること (3)(4) (現行どおり) (3)(4) (省 略)
(3)(4) (現行どおり) (3)(4) (省 略)
2~4 (現行どおり) 2~4 (省 略)
(本サービスの利用) (本サービスの利用)
第5条 本サービスは、当社があらかじめ通知した口座番号およびパス 第5条 本サービスは、当社があらかじめ通知した口座番号および
ワード(お客さまが当社に届出たパスワードを含みます。以下 ワード(お客さまが当社に届出たパスワードを含みます。
口座番号とあわせて「パスワード等」といいます。)とお客さま 口座番号とあわせて「パスワード等」といいます。)とお客
の入力されたパスワード等とが一致することで本サービスを利しの入力されたパスワード等とが一致することで本サービス
用するうえでの本人確認ができたものとし、お客さまご自身の用するうえでの本人確認ができたものとし、お客さまご自
お取引等としてご利用することができます。ただし、オンライお取引等としてご利用することができます。ただし、当社
ントレードについては、当社が追加の本人確認としてあるいは お取引に際し、かかる方法による本人確認に加え、次項に
リスク管理の観点から必要と判断した場合、次条に定めるとおお客さまにご登録いただいたメールアドレスに一定時間一
り、追加のパスワードが必要となる場合があります。 り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワー
といいます。)を表示した電子メールを送信し、お客さまに
<u>ワンタイムパスワードをご入力いただく方法により、追加</u>
本人確認をさせていただくことがあります。この場合、お
まは、当該ワンタイムパスワードをご入力いただかない『
本項第一文に従ってご入力いただいたパスワード等が一致
場合であっても本サービスを利用することができません。
2 本条第1項本文にかかわらず、お客さまがご利用の他のサービ (追 加)
スと本サービスの認証連携手続き等をお客さまご自身で実施し
た際は、当該他のサービスの ID や他サービスパスワード等を利
用することで本サービスを利用できる場合があります。
<u>3</u> (現行どおり) <u>2</u> (省 略)
<u>6</u> (現行どおり) <u>5</u> (省 略)
(ワンタイムパスワード) (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第 5 条の 2 前条第 1 項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時 (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパス」 (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコン (追 加)
(ワンタイムパスワード) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ(以下「アプリ」とい
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード (以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ (以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワードといいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ(以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 (追 加) 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、 (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード (以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ (以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 (追 加) 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定 (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワードといいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ(以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 (追 加) 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、 (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード (以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ (以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 (追 加) 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定 (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ(以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 (追 加) 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。 (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード (以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ (以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 (追 加) 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。 (追 加) 3 ワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さま (追 加)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード (以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ (以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 (追 加) 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。 (追 加) 3 ワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードをご入力いただかない限り、オンライ (追 加)
(ワンタイムパスワード) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ(以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。 3 ワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードをご入力いただかない限り、オンライントレードをご利用いただくことはできません。 (電子メール送信のご同意) (遺 加) (電子メール送信のご同意)
(ワンタイムパスワード) (追 加) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード (以下「ワンタイムパスワード」といいます。) であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ (以下「アプリ」といいます。) 上の表示により、お客さまに通知します。 (追 加) 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。 (追 加) 3 ワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードをご入力いただかない限り、オンライントレードをご利用いただくことはできません。 (追 加) (電子メール送信のご同意) (電子メール送信のご同意) 第7条 お客さまは、第5条第3項でご登録いただいたメールアドレス 第7条 お客さまは、第5条第2項でご登録いただいたメールアド
 (ワンタイムパスワード) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ(以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。 3 ワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードをご入力いただかない限り、オンライントレードをご利用いただくことはできません。 (電子メール送信のご同意) 第7条 お客さまは、第5条第3項でご登録いただいたメールアドレス(以下「メールアドレス」といいます。)へ当社が以下の電子メー(以下「メールアドレス」といいます。)へ当社が以下の電子メー
 (ワンタイムパスワード) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ(以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。 3 ワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードをご入力いただかない限り、オンライントレードをご利用いただくことはできません。 (追加) (電子メール送信のご同意) 第7条 お客さまは、第5条第3項でご登録いただいたメールアドレス(以下「メールアドレス」といいます。)へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。 (以下「メールアドレス」といいます。)へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。 (カントレードをご付きにおける追加のパスワードは、一定には、一定には、一定には、一定には、一定には、一定には、一定には、一定に
(アンタイムパスワード) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ(以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。 3 ワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードをご入力いただかない限り、オンライントレードをご利用いただくことはできません。 (電子メール送信のご同意) 第7条 お客さまは、第5条第3項でご登録いただいたメールアドレス(以下「メールアドレス」といいます。)へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。 (1)(2) (現行どおり) (追 加)
(ワンタイムパスワード) 第5条の2 前条第1項ただし書きにおける追加のパスワードは、一定時間一回限り有効な使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)であり、電子メールでの送付、パソコンまたはスマートフォン向けの専用アプリ(以下「アプリ」といいます。)上の表示により、お客さまに通知します。 2 アプリを通じてワンタイムパスワードを受領する場合、事前に、お客さま自身により、当該アプリについて利用登録および設定完了等を行っていただく必要があります。 3 ワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードが必要となる場合においては、お客さまにワンタイムパスワードをご入力いただかない限り、オンライントレードをご利用いただくことはできません。 (電子メール送信のご同意) 第7条 お客さまは、第5条第3項でご登録いただいたメールアドレス (以下「メールアドレス」といいます。) へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。 (追 加) (追 加) (追 加) (追 加) (追 加)

容の変更時の通知

新			旧			
(<u>5</u>)	(現行どおり)		(<u>4</u>)	(省	略)	
(免責事項)		(免責事項)			
第23条	(現行どおり)	第23条		(省	略)	
(1)	(現行どおり)		(1)	(省	略)	
(2)	本サービスのご利用に際し、第5条第1項に定めるパス		(2)	本サービスのご利用	用に際し、第5条第1項に	こ定めるパス
	ワード等(ただし、 <u>第5条の2</u> に定める場合にあっては、			ワード等(ただし、	同項第二文に定める場合	作にあっては、
	ワンタイムパスワード)の一致を当社が確認して行った取				<u>「</u> ワンタイムパスワード)	の一致を当社
	引により生じた損害等				7引により生じた損害等	
(3)	第5条 <u>の2</u> に定める場合において、 <u>電子メール、アプリ等</u>		(3)		[に定める場合において、	
	で通知または表示するワンタイムパスワードが直ちに表示				/ード <u>の</u> 表示 <u>を</u> お客さまが	
	されない、もしくはお客さまが直ちに確認できなかったこ			きなかったことに起	2因して、お客さまが適時	に本サービス
	とに起因して、お客さまが適時に本サービスをご利用でき			をご利用できなかっ	たことにより生じた損害	等
	なかったことにより生じた損害等					
(4)	第5条第 <u>5</u> 項に基づきサービスの内容が制限されたことに		(4)	第5条第4項に基づ	ぎサービスの内容が制限	されたことに
	より生じた損害等			より生じた損害等		
(5)	~ (14) (現行どおり)		(5)	~ (14) (省	略)	
2	(現行どおり)	2		(省	略)	
(1)	通信機器、通信回線、 <u>アプリ、</u> コンピューター等のシステ		(1)	通信機器、通信回線	l、コンピューター等のシ	ステム障害に
	ム障害によって生じた損害等			よって生じた損害等		
(2)	~ (5) (現行どおり)		(2)	~(5) (省	略)	
	2022年4月					2021年7月

オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定 新旧対照表

	新			IΠ
(規定の趣旨)		(規定の趣旨)		
第1条	(現行どおり)	第1条	(省	略)

2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定 に定める「インターネットトレード」<u>および「スマートフォン</u> サービス」(以下あわせて「インターネットトレード等」といい ます。) を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービス (※) に関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場 合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オン ライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト 取引コース利用規定 I、「MUFGテラス・コース利用規定 I、そ の他の約款および規定等の定めるところによります。

※スマートフォンサービスを通じた本サービスの提供は、2022 年9月の予定です。

(本サービスの内容)

第2条 (現行どおり)

(現行どおり)

 $(1) \sim (5)$ (現行どおり)

3 前項に定める電子報告書等について、新たに本サービスの提供 を開始する場合または本サービスの提供を終了する場合、当社 は当社ホームページまたはインターネットトレード等上にてお 客さまにその旨を通知します。

(本サービスの方法)

当社が行う本サービスは、インターネットトレード等上の専用 第4条 第4条 ページまたは当社が別途指定する専用ページ(いずれもお客さ まが口座番号およびパスワードを入力して閲覧可能となる専用 ページをいいます。以下あわせて「専用ページ」といいます。) において、お客さまの閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に 関する内閣府令 | 第56条第1項第1号ハの方法)により行い ます。

(現行どおり)

 $(1) \sim (3)$ (現行どおり)

(4) 電子報告書等について、当社は電子交付した日から5年を 経過する日までは、専用ページ上で閲覧に供します。

第1条 (省 略)

2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定 に定める「インターネットトレード」(以下「インターネットト レード」といいます。) を通じて電磁的方法により書面の交付を 受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定 めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約 款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダ イレクト取引コース利用規定」、「MUFGテラス・コース利用 規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。

> (追 加)

(本サービスの内容)

第2条 (省 略) (省 略)

 $(1) \sim (5)$ (省 略)

3 前項に定める電子報告書等について、新たに本サービスの提供 を開始する場合または本サービスの提供を終了する場合、当社 は当社ホームページまたはインターネットトレード上にてお客

さまにその旨を通知します。

(本サービスの方法)

当社が行う本サービスは、インターネットトレード上の専用ペー ジまたは当社が別途指定する専用ページ(いずれもお客さまが 口座番号およびパスワードを入力して閲覧可能となる専用ペー ジをいいます。以下あわせて「専用ページ」といいます。) にお いて、お客さまの閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関す る内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法)により行います。

(省 略) $(1) \sim (3)$ (省 略)

(4) 電子報告書等について、当社は電子交付した日から5年を 経過する日まで、専用ページ上で閲覧に供します。ただし、 当社が必要と認めた場合、5年を超過して閲覧に供するこ とができるものとします。

オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定 新旧対照表 続き

新 \square (現行どおり) (5)(5)(省

- (6) お客さまによる本サービスのお申込みおよび解約の申し出 に対し当社が承諾を行う日(以下「当社承諾日」といいま す。) は、お客さまの申込方法、申込日時等により異なり ます。当社承諾日については、インターネットトレード等 に掲載するものとします。
- (7) 当社は、前号のお客さまによる本サービスのお申込みおよ び解約に伴う当社承諾日以降、作成基準日が到来する報告 書等について、電子報告書等の作成開始および作成終了を 行います。各対象報告書等の作成基準日は、当社が定める ものとします。対象報告書等のうち当社が定める報告書等 について、当該作成基準日を当社ホームページまたはイン ターネットトレード等に掲載するものとします。
- (8) 電子交付する日は、電子報告書等ごとに異なり、それぞれ の電子交付日は、当社が定めるものとします。また、電子 交付日を当社ホームページまたはインターネットトレード 等に掲載する電子報告書等については、当社が定めるもの とします。

(本サービスの提供条件)

第6条 (現行どおり)

> (1) お客さまは、当社の定める通信機器、通信回線その他の通 信形態等によりインターネット等をご利用できること

 $(2) \sim (4)$ (現行どおり)

(規定の変更)

生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および 改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時 期が到来するまでに店頭表示、インターネット等またはその他 相当の方法により周知します。

2022年4月

- 略)
- (6) お客さまによる本サービスのお申込みおよび解約の申し出 に対し当社が承諾を行う日(以下「当社承諾日」といいま す。) は、お客さまの申込方法、申込日時等により異なり ます。当社承諾日については、インターネットトレードに 掲載するものとします。
- (7) 当社は、前号のお客さまによる本サービスのお申込みおよ び解約に伴う当社承諾日以降、作成基準日が到来する報告 書等について、電子報告書等の作成開始および作成終了を 行います。各対象報告書等の作成基準日は、当社が定める ものとします。対象報告書等のうち当社が定める報告書等 について、当該作成基準日を当社ホームページまたはイン ターネットトレードに掲載するものとします。
- (8) 電子交付する日は、電子報告書等ごとに異なり、それぞれ の電子交付日は、当社が定めるものとします。また、電子 交付日を当社ホームページまたはインターネットトレード に掲載する電子報告書等については、当社が定めるものと します。

(本サービスの提供条件)

第6条 (省 略)

(1) お客さまは、当社の定める通信機器、通信回線その他の通 信形態等によりインターネットをご利用できること

(2)~(4)(省

(規定の変更)

第11条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が 第11条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が 生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および 改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時 期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相 当の方法により周知します。

2021年2月

【「約款・規定集」に新設】

「外国証券取引口座約款」第 33 条の規定に関する「外国にある第三者への個人データの提供」について

- ・当社を通じて外国証券のお取引を行う場合は、「外国証券取引口座約款」第 33 条の規定により、お客さまの個人データを、必要に応じて外国当局・ 保管機関等の第三者に提供する場合があります。
- ・当社がお客さまの個人データを外国にある第三者へ提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報 の保護に関する制度等を予め公表することとされておりますが、どの外国当局・保管機関等から、お客さまの個人データの提供要請を受けるかを予 め把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。
- ・外国証券または預託証券の取引をする際には、発行者または取引所の所在国等の法令等を遵守するため、またはお客さまの配当金、利子および収益 分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求めもしくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場 面があります。このような場面におきまして、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的にお客さまに不利益 が生じるおそれがあります。つきましては、お客さまに円滑に外国証券または預託証券の取引を行っていただくため、本約款に規定された場面に限り、 あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。
- ・候補国は当社ホームページの「個人情報のお取扱いについて」をご覧ください。
- ・事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が 講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

以上

2022年4月